

毎年10月は全国不正 軽油撲滅強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的に、軽油代替燃料として灯油や重油を混和する等して使用するものです。
知事の承認を受けずに自動車の燃料として灯油や重油などを使用すると、罰則の適用を受けることがあります。
不正軽油に関わった者は、すべて罰則の対象になります。

不正軽油に関する情報をお寄せください



不正軽油に関する情報は、不正軽油110番にお寄せください。
☎0282-23-3862

▼問合せ
栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

河川内樹木の伐採・持ち帰りを 希望する方を募集します

河川内に繁茂する樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に悪影響を及ぼすことや、ゴミの不法投棄の温床になるなど、河川管理上の支障となっています。

従来は、河川管理者である県が河川内の樹木の伐採・処分を行っていましたが、伐採・持ち帰り（無償）を希望する個人または団体等を募集します。

伐採した樹木は、薪ストーブの燃料・チップ加工等として有効活用できます。

▼伐採期間 12月1日(金)～平成30年2月28日(木)

▼場所 一級河川蛇尾川(大田原市町島地内、那須塩原市折戸地内)

▼面積 各10区画、1区画あたり約400㎡(樹径10～50cm、10～20本程度)

▼条件 県内在住の個人及び団体、法人

▼申込み 大田原土木事務所ホームページから応募用紙をダウンロードし、電子メールで申し込んでください。

※他の条件など詳しくは、大田原土木事務所ホームページで確認してください。

▼募集期間 11月6日(月)～11月20日(月)

▼問合せ 大田原土木事務所保全部
☎0287-23-6543
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h57/index.html>

家屋の確認調査について



町では、家屋表題登記や建築確認申請、航空写真を活用して家屋の新増築を把握するほか、定期的な町内を巡回し新増築又は取り壊し等の調査を行っております。

【家屋が新増築されている場合】

課税対象となる場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問させていただく場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合、原則として、滅失を確認した翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、遡って課税台帳から削

除(最大5年間分)しますので、ご相談ください。

【お願い】

過年度に建築された家屋については、平成30年度の調査分から原則として遡って課税(最大5年間分)となりますので、毎年郵送している固定資産税納税通知書に添付している課税明細書の内容と、家屋の現状に相違等がある場合は、ご連絡ください。

公平で適正な課税を行うため、住民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係
☎⑦ 6905

剪定枝木破砕機を使って 剪定枝木を有効活用しませんか

町では、ごみの減量及び資源化を目的として剪定枝木破砕機を無料で貸し出しています。

破砕した剪定枝は土壌改良材や堆肥として活用できます。

▼対象者 那須町に住民登録している方

▼貸出期間 貸出日を含めた7日間

▼申込み 環境課窓口で配布している利用申請書を提出して

ください。その際、住所が確認できる書類(免許証等)を提示してください。

※貸出しは事前予約が必要です。

▼返却 燃料(レギュラーガソリン)を満タンにして返却してください。

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎⑦ 6916